

○宜野湾市開発等及び中高層建築物に係る消防施設等設置要綱

平成23年10月14日

消防本部告示第2号

改正 平成30年4月1日告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、土地開発における基本的基準（昭和49年訓令第2号）第8条第1項に規定する消防水利施設の設置及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建築物で5階以上（以下「中高層建築物」という。）について、消防隊の活動空地、進入路の確保及び非常用エレベーター等を設置することについて、一定の基準を定め適正な指導を行うことにより、災害等の防止及び地域住民の生活環境を確保することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱の対象となる開発事業は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

- (1) 都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第19条で定める開発行為
- (2) 建築基準法に基づく建築物で、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる特定防火対象物（ただし、同令別表第1第16項のイに掲げる複合用途防火対象物で特定の用に供する部分が5階以上の部分においては延べ面積500平方メートル以上）は5階以上及び同表に掲げる非特定防火対象物は6階以上の建築行為

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 消防水利施設とは、消火栓、防火水槽、消防水利標識、消防水利標示及び防火水槽専用用地の総称をいう。
- (2) 防火水槽とは、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「基

準」という。)第3条第1項に適合するもので耐震性を十分考慮したものをいう。

(3) 消火栓とは、基準第3条第2項に適合するものをいう。

(4) 消防隊活動空地とは、はしご車等の部署位置をいう。

(5) 進入路とは、はしご車等が中高層建築物に至るまでの道路、通路、空地等をいう。

(6) 部署位置とは、中高層建築物の消防隊進入口等に、はしご車が設定できる地上部分をいう。(建築物と空地との間隔は5メートル未満であること。)

(7) 非常用エレベーターとは、法第34条第2項の規定により設置を義務付けたエレベーターで、救急用タンカが収容可能なもの(エレベーターかごの奥行きを、内寸2メートル以上確保すること。)をいう。

(8) 一般エレベーターとは、第2条第1項第2号に掲げられた建築物に設置されるもので、救急用タンカが収容可能なもの(エレベーターかごの奥行きを、内寸2メートル以上確保すること。)をいう。

(9) 市街地とは、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号。以下「指針」という。)第2条第1項第1号に規定する市街地をいう。

(10) 準市街地とは、指針第2条第1項第2号に規定する準市街地をいう。

(開発行為事前協議図書の提出)

第4条 第2条に規定する事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は開発行為事前協議図書(以下「協議図書」という。)を消防長に提出し、同意を得なければならない。

(消防水利施設の設置)

第5条 事業者は、必要な消防水利を基準に基づき、次表のとおり設置しなければならない。ただし、消防水利が十分な場合において、消防長が認めるときは、この限りでない。

(1) 消防水利設置基準

事業面積(敷地面積)	防火水槽及び消火栓設置基数
1,000平方メートル以上5,000平方	消火栓又は防火水槽1基

メートル未満	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	防火水槽 1 基 消火栓 1 基
10,000平方メートル	防火水槽 2 基以上基準による数

2 高層建築物を建築する場合は、規模、用途及び周辺地域の状況により消防長が必要とする数の消防水利施設を設置しなければならない。

3 消防水利は、市街地又は準市街地の防火対象物からの消防水利に至る距離が、次表に掲げる数値以下になるよう設けなければならない。

(1) 消防水利の距離

用途地域	平均風速	年間平均風速が 4 m毎秒未満のもの	年間平均風速が 4 m毎秒以上のもの
近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域		100メートル	80メートル
その他の用途地域		120メートル	100メートル

(消火栓の設置等)

第 6 条 消火栓の設置等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 設置は、開発区域内に配水管が敷設される場合とし、周囲の状況により区域外に設置した方がよいと認める場合は、その都度消防長と協議すること。

(2) 設置基数は、第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づくこと。ただし、消火栓の包囲範囲内に幹線道路、河川、擁壁、がけ、建築物等でホースを延長することが困難な部分があるときは、消火栓を増設させることができる。

(3) 構造は、地下式単口とし、詳細は宜野湾市上下水道局の指導によること。

(4) 設置箇所は、車道又は歩道上とし、消防自動車は 2 メートル以内に接近、取水できる場所とすること。

2 消火栓標識及び表示については、次に掲げるとおりとする。

(1) 消火栓標識は、別表第 1 に基づき設置すること。

(2) 消火栓標識は、鉄蓋中央部から 2 メートル以内に設置すること。ただし、

設置場所の状況等により 2 メートルを超えて設置することができる。

(3) 消火栓を設置したときは、別表第 3 により消火栓の位置表示をすること。

(防火水槽の設置)

第 7 条 防火水槽の設置及び維持管理については事業者の責務とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 防火水槽は地下式とし、容量は 40 立方メートル以上とすること。

(2) 防火水槽は、(財)日本消防設備安全センターの認定品とすること。ただし、消防長が指示する設計書により設置する場合は、現場施工防火水槽を設置することができる。

(3) 吸管投入口は、消防自動車 が 2 メートル以内に接近できる位置にすること。

(4) 設置場所は、幅員 6 メートル以上の開発区域内の道路とすること。

(5) 防火水槽の点検は、年 2 回消防隊によって点検を行うことができるものとし、その際に無償で使用できるものとする。

2 開発区域外の防火水槽の設置状況、建築物の構造、階数、用途等により防火水槽の設置が必要と消防長が認めるときは、第 5 条に規定する設置基準を超えて設置させることができる。

(防火水槽標識及び表示)

第 8 条 防火水槽の標識及び表示については、次に掲げるとおりとする。

(1) 防火水槽標識は、別表第 2 に基づき設置すること。

(2) 防火水槽標識は、吸管投入口中央部から 5 メートル以内に設置すること。ただし設置場所の状況により 5 メートルを超えて設置することができる。

(3) 防火水槽を設置したときは、別表第 3 により防火水槽の位置標示をすること。

(エレベーター等の設置)

第 9 条 エレベーター及び非常用エレベーターを設置する場合は、救急隊員の人命救助活動等が円滑にできるように、次に掲げるとおりとする。

(1) 高さ 31 メートルを超える建築物には、非常用エレベーター 1 基以上を設

置すること。

- (2) 第2条第1項第2号に該当する建築物には、一般エレベーター1基以上を設置すること。
- (3) 非常用エレベーター等を設置した場合は、避難階入口扉の上部に別表第4に示す表示を全館に行うこと。
- (4) 非常用エレベーターの乗降ロビーは、廊下及び特別避難階段以外の部分に直接通じていないこと。
- (5) 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮すること。
- (6) エレベーターのトランク扉は、全国消防長会で取決め事項のとおり鍵は統一鍵とすること。

(進入路等)

第10条 事業者は、消防隊の活動に支障がないように進入路、活動空地等を敷地内に確保し、十分な維持管理を行なわなければならない。

- (1) 進入路は、開発区域内又は中高層建物の敷地内に確保すること。ただし、進入路を設置することなく部署位置を開発区域外又は中高層建物の敷地外の道路で確保できる場合は、この限りでない。
- (2) 進入路には、進入の妨げとなる門、塀、電柱、架線、植栽、看板等の障害物が存しないこと。ただし、容易に移動できるものにあつては、この限りでない。
- (3) 進入路及び進入路出入口幅員は4.5メートル以上とし、駐車場が存しないもので、各棟ごとにはしご車等が容易に接近できるようにすること。
- (4) 進入路出入口は、屈曲部分3メートル以上の隅切りをとること。
- (5) 進入路の一部又は全部がトンネル状の場合、その高さは4.5メートル以上とすること。

2 部署位置は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- (1) 建築物の消防隊進入口を中心に、当該建築物に並行して長さ12メートル以上、幅6メートル以上としマーキングを行うこと。なお、別表第5の消防活動用空地の標識を外壁の見やすい位置に設けること。

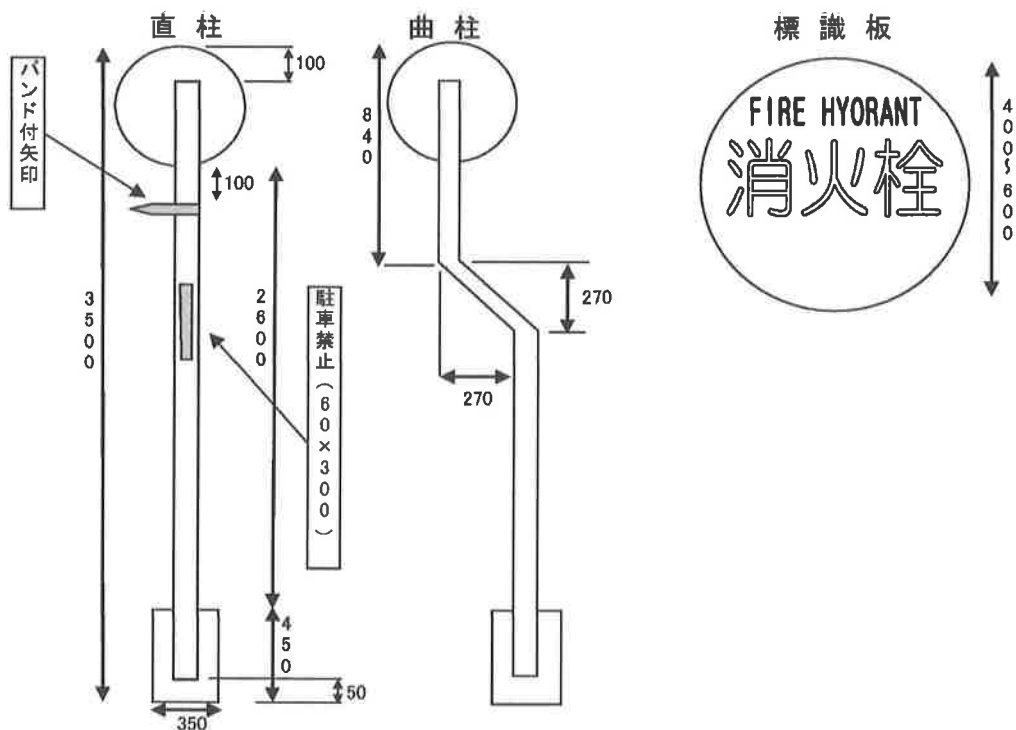
- (2) 部署位置の設定箇所は、消防隊進入口、開放廊下及びバルコニーの主要部分に確保すること。
- (3) 部署位置の上空には、架線、看板等の障害物が存しないこと。
- (4) 部署位置内には段差がないこと。
- (5) はしご自動車の総重量（20トン）に耐えられる構造であること。
- (6) 部署位置の勾配は、縦、横とも6パーセント未満とすること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

消火栓標識詳細図



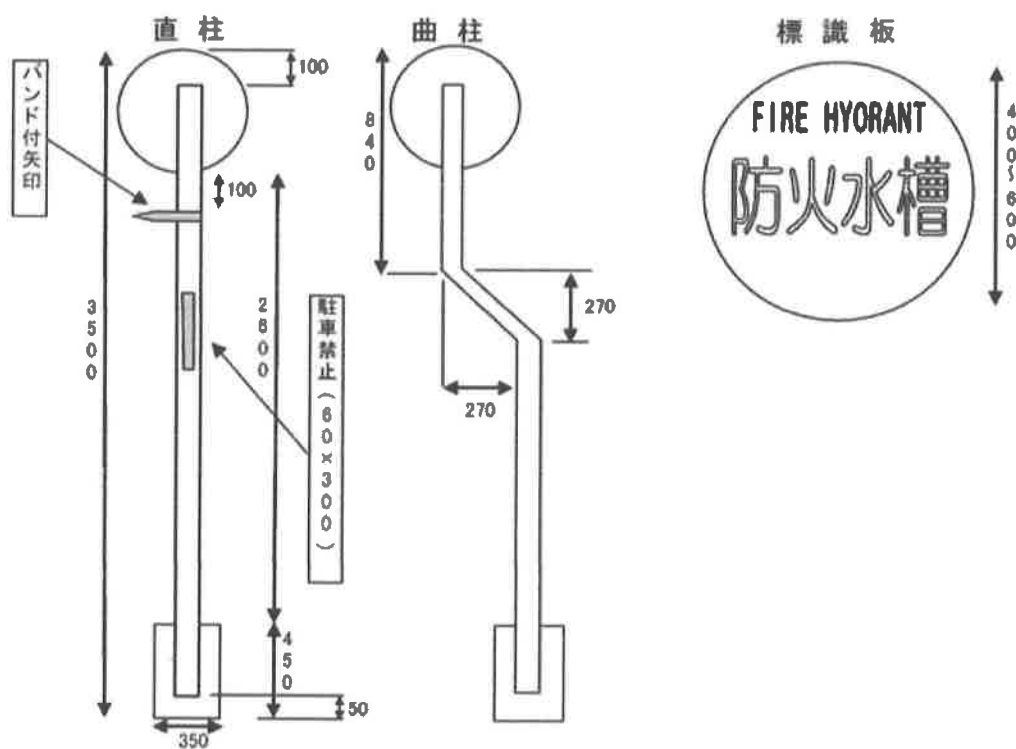
- 1 消火栓は直径400mm～600mmで厚さ1mmをプレス加工したものとし、赤地に白文字で書き入れ反射塗料をもちいること。
- 2 ポール（直又は曲）は標識板上側まで3,500mm以上となるようにし、又埋設部分は歩道、車道とも350mm×350mm×450mmとする。
- 3 ポール中央部分に反射シート60mm×300mmを貼る。（シートは白地に赤文字で

「駐車禁止」の文字をいれる。

- 4 ポール上部（標識板の下100mm）に消火栓方向に向けて矢印（上下可動するもの）を取り付ける。
- 5 ポールが設置できない場所については、占用者の許可を得て電柱や防犯灯などに標識板に取り付けることができる。

別表第2（第8条関係）

消火栓標識詳細図

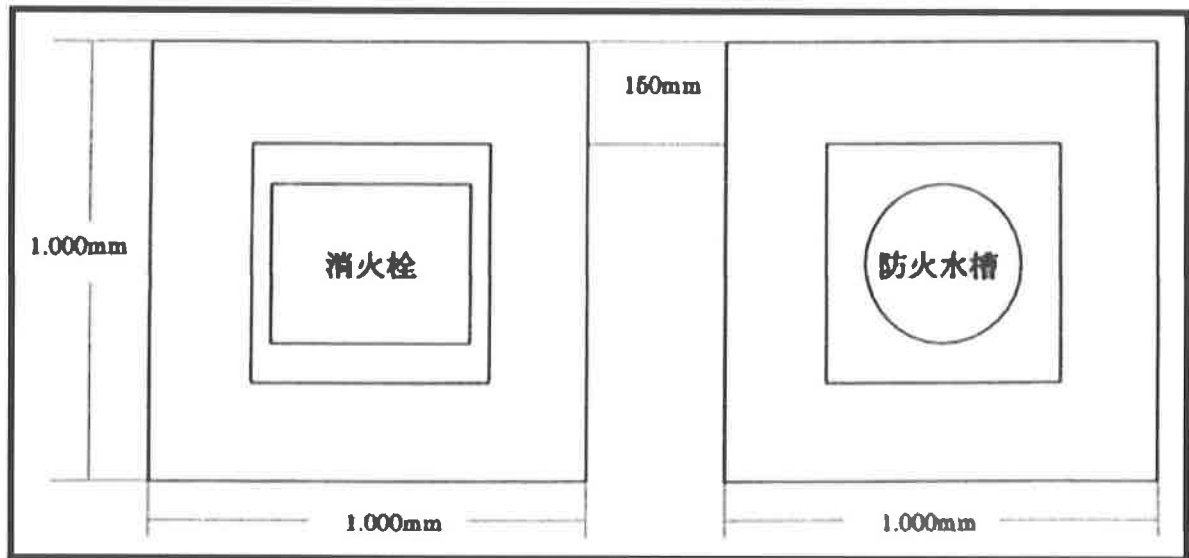


- 1 防火水槽は直径400mm～600mmで厚さ1mmをプレス加工したものとし、赤地に白文字で書き入れ反射塗料をもちいること。
- 2 ポール（直又は曲）は標識板上側まで3,500mm以上となるようにし、又埋設部分は歩道、車道とも350mm×350mm×450mmとする。
- 3 ポール中央部分に反射シート60mm×300mmを貼る。（シートは白地に赤文字で「駐車禁止」の文字をいれる。
- 4 ポール上部（標識板の下100mm）に消火栓方向に向けて矢印（上下可動するもの）を取り付ける。

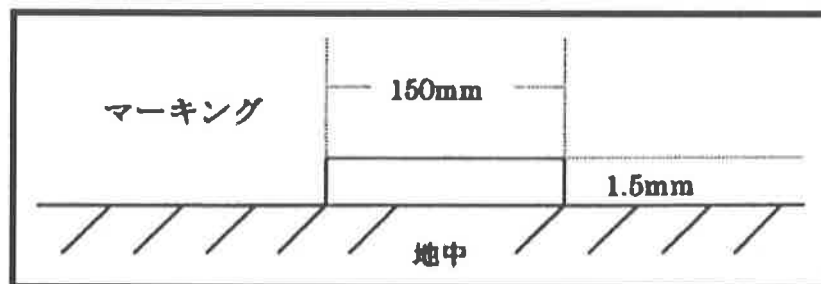
- 5 ポールが設置できない場所については、占有者の許可を得て電柱や防犯灯などに標識板に取り付けることができる。

別表第3（第6条、第8条関係）

防火水槽・消火栓位置表示（マーキング）平面図



断面図



- 1 マーキングの色は黄色とし塗装厚は1.5mm以上とする。
- 2 マーキングは機械による焼付け塗装とする。（ただし、困難部分については他の方法でもよい。）

別表第4（第9条関係）



別表第 5（第10条関係）
消防活動空地

